

富士見市次世代自動車等導入促進補助金交付要綱

富士見市次世代自動車購入促進補助金交付要綱（平成31年告示第95号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、地球温暖化の防止及び大気環境の改善を図るため、次世代自動車（次条第3号から第5号に定める自動車をいう。以下同じ。）及び充給電機器（次条第6号及び7号に定める機器をいう。）を導入した者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和55年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 富士見市内に所在し、事業活動が行われる場所をいう（建物の総床面積のうち2分の1以上が居住の用に供されているものを除く。）。
- (2) 事業者等 市内に事業所を有する個人又は法人その他の団体をいう。
- (3) 電気自動車 搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）をいう（当該電動機が鉛電池によって駆動されるものを除く。）。
- (4) プラグインハイブリッド自動車 搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、外部から充電をすることができる検査済自動車をいう（当該電動機が鉛電池によって駆動されるものを除く。）。
- (5) 燃料電池自動車 搭載された燃料電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車であって、自動車検査証に燃料が圧縮水素であることが記載されているものをいう。

(6) 据置型電気自動車等充給電設備 電気自動車若しくはプラグインハイブリッド車に充電すること又は電気自動車若しくはプラグインハイブリッド車に搭載された電池と敷地内の分電盤を接続することで電気を相互に供給することが可能な設備をいう。

(7) 可搬型外部給電器 次世代自動車から電力を取り出す機器のうち、可搬型のものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第35条の3第1項第5号に規定する使用の本拠の位置が市内である次世代自動車の所有者（購入時に所有権が販売会社等に留保されている場合にあつては、使用者）

(2) 市内に引き続き1年以上住所を有する者又は市内に事業所を有している事業者等

(3) 市税（富士見市税条例（昭和32年条例第15号）第3条第1号から第3号までに規定する税、富士見市都市計画税条例（昭和46年条例第40号）第1条に規定する都市計画税及び富士見市国民健康保険税条例（昭和32年条例第1号）第1条に規定する国民健康保険税をいう。）を滞納していない者

(4) 過去において同一若しくは同種の次世代自動車に係る補助金の交付又は同一若しくは同種の充給電機器に係る補助金の交付を受けたことがない者（その者と同一の世帯（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条に規定する世帯をいう。）に属する者を含む。）

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条各号のいずれにも該当しない者

(6) 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市長が認める要件に該当しない者

(補助対象事業等)

第4条 補助の対象となる事業は、次世代自動車等を購入し導入する事業とする。

2 補助の対象となる次世代自動車等は、リース契約により貸与されたものではなく、未使用であり、かつ、別表に掲げる要件を満たすものとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助の対象となる経費は、当該次世代自動車等の導入に要した費用とする。

2 補助金の額は、別表に掲げる額とする。

(補助金等交付申請書の様式等)

第6条 規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の市長が定める期日は、次世代自動車の新規登録日（充給電機器にあっては、機器の引渡日。以下この項において同じ。）の属する年度（当該引渡日が2月1日から3月31日までの場合にあっては、翌年度）の6月1日から翌年2月15日（その日が富士見市の休日を定める条例（平成2年条例第14号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日以後に到来する当該休日でない最初の日）までの間とする。

3 規則第4条第2項に規定する実績を証する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 次世代自動車等の導入に係る契約を確認することができる書類の写し
- (2) 次世代自動車等の導入に係る費用の支払を確認することができる書類の写し
- (3) 導入した次世代自動車に係る自動車検査証の写し
- (4) 充給電機器の引渡しを受けた日を確認することができる書類の写し
- (5) 導入した次世代自動車等の性能を確認することができる書類
- (6) 導入した次世代自動車等の保管又は設置が確認できる写真
- (7) 導入した次世代自動車等が保管又は設置されている場所が分かる図面等
- (8) 法人の登記事項証明書（申請者が事業者等である場合に限る。）
- (9) その他市長が必要と認める書類

(補助金等交付決定・却下通知書の様式)

第7条 規則第7条に規定する補助金等交付決定・却下通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(補助金等交付請求書の様式)

第8条 規則第16条第2項に規定する補助金等交付請求書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(財産処分の制限)

第9条 規則第19条ただし書に規定する市長が定める期間は、補助事業等により導入した次世代自動車については初度登録等を受けた日から、充給電機器については

引渡を受けた日から起算して3年とする。

- 2 規則第19条第2号に規定する市長の定めるものは、補助事業等により導入した次世代自動車等とする。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

補助対象	要件	補助金の額
電気自動車	次のいずれにも該当するもの ア 新規登録等（道路運送車両法第7条第1項の規定による車両番号の指定（同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下「初度登録等」という。）を受ける四輪以上の自動車（中古の輸入車を除く。）であるもの	15万円
プラグインハイブリッド自動車		5万円
燃料電池自動車	イ 自家用又は社用の自動車であるもの ウ 第一種原動機付自転車ではないもの エ 残価設定ローン等により取得した自動車でないもの	50万円
据置型電気自動車等充給電機器	次世代自動車に充電及び次世代自動車に搭載された電池と敷地内の分電盤を接続することで電気を相互に供給することが可能な設備であるもの	3万円
可搬型外部給電機器	次世代自動車に搭載された電池に充電された電気を電気機器へ供給することができ、かつ、可搬型のもの	3万円

様式第1号（第6条関係）

富士見市次世代自動車等導入促進補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）富士見市長

住所
申請者 氏名 ふりがな
（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号 （ ）

富士見市次世代自動車等導入促進補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付
手続等に関する規則第4条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、市長がこの補助金に係る交付決定の審査のため、住所及び市税の納付に関
する情報を利用することに同意します。

記

1 交付申請額 円

2 事業内容

使用本抛の位置又は設置場所			
次世代自動車又は 充給電機器の概要	メーカー名		
	型式		
	車両番号		
	自動車又は機器の 種類	<input type="checkbox"/> 電気自動車 <input type="checkbox"/> プラグインハイブリッド自動車 <input type="checkbox"/> 燃料電池自動車 <input type="checkbox"/> 据置型電気自動車充電設備 <input type="checkbox"/> 可搬型外部給電器	
初度登録等年月日又は引渡しを受けた日		年 月 日	
販売会社又は 施工業者	所在地		
	会社名		連絡先

3 添付書類

- (1) 次世代自動車等の導入に係る契約を確認することができる書類の写し
- (2) 次世代自動車等の導入に係る費用の支払を確認することができる書類の写し
- (3) 導入した次世代自動車に係る自動車検査証の写し
- (4) 充給電機器の引渡しを受けた日を確認することができる書類の写し
- (5) 導入した次世代自動車等の性能を確認することができる書類
- (6) 導入した次世代自動車等の保管又は設置が確認できる写真
- (7) 導入した次世代自動車等が保管又は設置されている場所が分かる図面等
- (8) 法人の登記事項証明書（申請者が事業者等である場合に限る。）
- (9) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

富士見市次世代自動車等導入促進補助金交付決定・却下通知書

第 号
年 月 日

様

富士見市長



年 月 日付けで申請のありました富士見市次世代自動車等導入促進補助金については、下記のとおり決定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第7条の規定により通知します。

記

1 交付決定

- (1) 交付決定額 円
- (2) 支払方法 口座振込
- (3) 交付条件

2 却 下

(理由)

様式第3号（第8条関係）

富士見市次世代自動車等導入促進補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）富士見市長

住 所
申請者 ふりがな 氏 名
（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号 （ ）

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた富士見市次世代自動車等導入促進補助金については、補助金等の交付手続等に関する規則第16条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 交付請求額 円

2 補助金の振込先

金融機関名	銀行 金庫 農協 支店
預金種類	普通預金 ・ 当座預金
口座番号	
ふりがな	
口座名義	

備考 通帳の写しなど振込先の分かるものを添付してください。